

事業者間の適正な情報伝達

1. 「検討会取りまとめ」等における方向性

- 器具及び容器包装の製造事業者から販売事業者等に対し、必要な情報を提供する仕組みとするべき
- 器具及び容器包装の原材料の製造事業者が、器具及び容器包装の製造事業者の求めに応じ、適切な情報を提供する仕組みとするべき
その際、企業秘密にも配慮しつつ、事業者間での取り決めや、第三者機関による証明等の既存の枠組みの活用を促していくことが重要

2. 前回までの議論

- 器具及び容器包装の製造事業者について、その製造する器具及び容器包装がポジティブリストを含む規格基準に適合することを、販売先事業者が確認するために必要な情報提供を義務づけることについて
- 原材料の製造事業者については、製造事業者からの求めに応じて必要な情報を提供することを努力義務とすることについて
- 産業界による自主基準の下で行われている情報伝達の実際について

【主な意見（概要）】

- 情報伝達の対象について
 - ・ 努力義務はあくまでもポジティブリストへの適合性であり、適合している旨の情報が必須条件として提供されるとの考えか。（第1回）
 - ・ 業者間取引において、情報共有の可能な範囲も多分に影響すると思われるが、最低限必要な項目はポジティブリストへの適合性と考える。（第1回）
 - ・ 努力義務であれば、情報伝達の出発点での伝達に不安がある。ポジティブリストの適合性が当たり前ならば、努力義務ではなく義務ではないか。また、全てを努力義務とすることへの様々な考え方もあり、少しきめ細やかに検討すべき。（第1回）
 - ・ 原材料の製造事業者が、食品衛生法の規制の対象外に存在するため、情報伝達において「努力義務」としているとして理解。「努力」に続く「義務」の法的な意味のレベルについては、法制の方にお任せする。（第1回）
 - ・ 原材料メーカーと加工品メーカーの責務を区分し、きめ細かい表現で責務の在り方を書き分けることを希望する。（第1回）
 - ・ 商流の中間である器具・容器包装事業者が板挟みになる可能性もあり、慎重な検討が必要である。（第1回）
- 確認証明制度の活用について
 - ・ 三衛協の確認証明制度とは、企業の秘密情報を保護した上で自主基準に合致してい

ることを証明する制度。これらを上手に活用することにより、商流の中で安全性情報を伝達可能と考えている。このような仕組みを上手に活用することも一法と考える。

(第1回)

- ・ 確認証明書は、製品について衛生の観点から製造方法の妥当性の情報伝達のために会員間で使用。会員以外にもこの証明書を使って安全であることを伝達している。(第3回)
- ・ 積層した製品は細かくカスタマイズを行うため、個々に確認証明を取得することは現実的ではない。1つの確認証明書で自社製品と他社製品が同じスペックであることが開示されてしまうこともあり得る。(第3回)
- ・ 確認証明の仕組みは、原材料に関して非常にうまくいっているが、包装製造事業者から川下側への秘密保持という点では、なかなか使えない実態がある。(第3回)

○ その他の情報伝達方法

- ・ 確認証明制度以外に、SDS (Safety Data Sheet)、検査機関が発行した成績証明書が情報伝達の基本のツールになっている。(第3回)
- ・ 食品衛生法の適合、三衛協の確認証明書、他の事業者団体のネガティブリスト規制を確認するほか、食品衛生法の適合が受発注の大前提として製品ごとに情報伝達をしない商取引もある。(第3回)
- ・ 個別の製品納品時には使用条件の伝達は行っていない。要望を聞いて、容器の仕様を提案した上で、充填場所、容器仕様に合意して製品化している。(第3回)
- ・ 下流事業者から要求があった場合、樹脂の種類以外はノウハウの塊であり、物質情報は伝達していない。(第3回)
- ・ 原材料調達時の安全性確認は、協会の自主基準遵守を前提に契約し、個別の情報伝達は行っておらず、考え得る方法は、事業者間でPLに収載された物質しか使っていないという契約がうまくできるかどうか。(第3回)

○ 中小規模事業者の対応について

- ・ 確認証明制度は、中小規模事業者を含めてカバーできるかについて、問題が大きい。中小規模事業者を特に念頭に置きながら、実際に守れる項目を明確化するということがいいのではないか。中小規模事業者はトレーサビリティにウエートをかけたらいいいのではないか。(第3回)
- ・ 小規模事業者に対してガイダンスを含めて、負荷を極小化することがとても重要。(第3回)

3. 本日の検討事項

国内外で情報伝達されている事項及び方法を踏まえた方向性

○ 情報伝達が必要な内容を以下とすることについて

- ・ 情報伝達する対象（取り扱う製品）を特定するための情報
- ・ ポジティブリスト制度に適合していることが確認できる情報

※ 使用条件に関する情報や器具・容器包装製造事業者における添加剤の使用の可否を原材料製造事業者等に確認した回答を含む

※ 情報伝達する際は、その伝達される内容に鑑みて企業秘密にも配慮する

○ 情報を伝達する方法を以下とすることについて

- ・ 情報伝達が必要な内容が担保されることを前提として、方法は特定しない

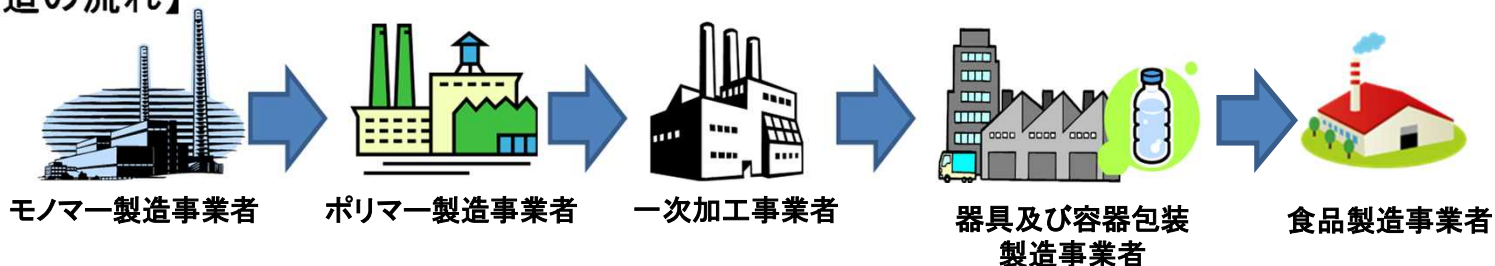
※ 伝達された情報の保存等により、情報伝達されていることを確認する手段を確保する必要がある

4. 次回以降引き続き検討する事項

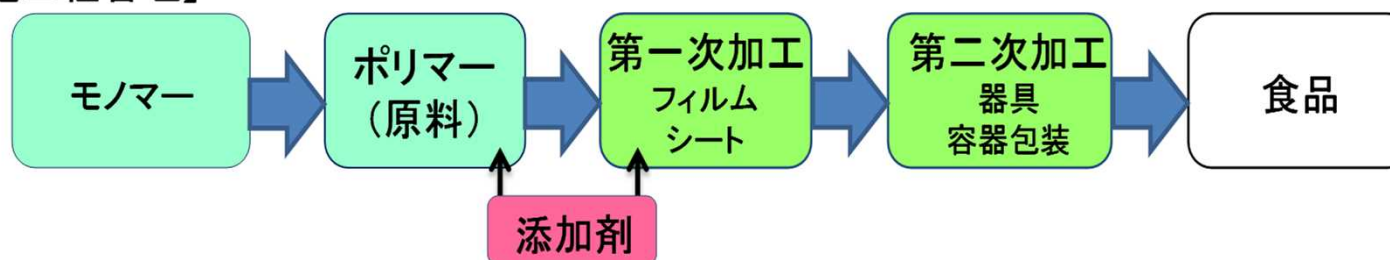
なし

器具・容器包装の製造の流れと情報伝達

【製造の流れ】



【製造工程管理】



- ・器具・容器包装の製造事業者が、原材料の適合性を確認するためには、企業秘密にも配慮しつつ、各事業者において使用した原材料の情報(使用条件等を含む)が事業者間で適切に伝達される必要がある。
- ・器具・容器包装の製造事業者から、ユーザーである食品事業者に対しては、器具・容器包装のポジティブリスト制度適合性や使用条件等をあらかじめ把握するなど資材として管理し、適切に食品を製造するために必要な情報が提供される仕組みが必要。